

令和 7 年度交通部未利用用地売却実施要領

○ 未利用用地購入希望募集について

- ・ 次の売却予定物件について、不動産鑑定に基づき最低価格を設定し、一般競争入札により買受者を決定します。

1 売却予定物件

No.	予定地	土地の所在	地 目	都市計画 区域区分	地積 (登記面積)
1	旧高森回転地	大字鮫町字南ナシナ窪7番289	山 林	市街化 調整区域	316.13㎡ (316.00㎡)

※ 現状有姿による引渡しです。現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認してください。

※ 地積（登記面積）は、測量により変更になる場合があります。

2 申し込み資格

個人又は法人が申し込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みができません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員である者
- ④ 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ⑤ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ⑥ 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 市有地の売却において、落札者、買受人としての地位を失った日から2年を経過していない者

3 申し込みに必要な書類

- (1) 一般競争入札参加申込書 1 通
- (2) 印鑑証明書（申込日前 1 か月以内に発行されたもの） 1 通
- (3) 身分を証する書類（申込日前 1 か月以内に発行されたもの） 1 通
- ・ 個人の場合 本籍地の市町村長が発行する身分（身元）証明書
（外国人は「住民票」及び「登記されていないことの証明書」）
※契約時は、所有権移転登記のために住民票が必要となります。
 - ・ 法人の場合 法人登記事項証明書
※連名（共有）による申し込みの場合は、構成者全員分の印鑑証明書と身分を証する書類が必要です。
※売買契約や所有権移転登記は、申込書の記載名義で行います。
- (4) 誓約書

4 申し込みの受付

- (1) 受付期間 令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 26 日（金）
- (2) 受付時間（持参の場合）
8 時 15 分から 17 時まで（土・日・祝日を除く）
- (3) 申込方法等

一般競争入札参加申込書に必要な事項を記入、実印を押印の上、印鑑証明書と身分を証する書類及び誓約書を添えて下記申込先まで持参若しくは郵送（必着）により提出してください。（郵送の場合、郵送事故防止のため簡易書留郵便で郵送してください。なお、FAX・Eメールでは受付しません）

郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、八戸市交通部は一切責任をもちません。

【申込先】 〒031-0813

八戸市大字新井田字小久保頭 4-1

八戸市交通部 運輸管理課 経理グループ（旭ヶ丘営業所 2 階）

Tel 0178-25-5141（内線10）

※ 申込者には、入札時に持参していただく入札参加証を交付します。

5 買受者の決定方法

申込期間終了後に行う入札会（1 月下旬予定）において、予定価格以上で最高の価格を提示した方を買受者とします。（最高の価格を提示した方が買受を辞退した場合には、次点の方を繰り上げ買受者とします）

6 売却予定価格の決定方法

不動産鑑定評価等に基づき、決定します。

7 契約の締結、売買代金の納付等について

- (1) 買受者には、落札の日から15日以内に契約を締結していただきます。
期限までに契約を締結されない場合は、権利を失うことになります。
- (2) 契約締結の際には、契約金額の全額、又は10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。全額納付以外の場合の残額は契約日から1か月以内に納付していただきます。納付にあたっては、八戸市交通部が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。
- (3) 買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

8 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入があったときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとします。
- (2) 土地の引渡しは、現況のままで行います。
- (3) 所有権移転登記は、八戸市交通部が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

9 契約上の主な特約

- (1) 売買契約では、契約締結の日から5年過ぎるまでの期間については、以下の事項に関することが禁止されます。
 - ・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。
- (2) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に当たる金額を違約金として、八戸市交通部に支払っていただきます。